平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、障害者(児)施設・事業者(以下「事業者」といいます。)は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」といいます。)の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとなります。

なお、<u>届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</u> **律**(以下「障害者総合支援法」といいます。)及び児童福祉法の根拠条文ごとに 行う必要があります。

1. 事業者が整備する業務管理体制

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の27、第34条の61、児童福祉法施行規則第18条の37、第25条の23及び25条の26の8)

業			業務執行の状況の監 査を定期的に実施
業務管理体制の内容		業務が法令に適合す ることを確保するため の規程(=以下「 <u>法令</u> <u>遵守規程</u> 」)の整備	業務が法令に適合す ることを確保するため の規程(=以下「 <u>法令</u> <u>遵守規程</u> 」)の整備
容	法令を遵守するため の体制の確保にかかる 責任者(=以下「 <u>法令</u> <u>遵守責任者</u> 」)の選任	法令を遵守するため の体制の確保にかかる 責任者(=以下「 <u>法令</u> <u>遵守責任者</u> 」)の選任	法令を遵守するため の体制の確保にかかる 責任者(=以下「 <u>法令</u> <u>遵守責任者</u> 」)の選任
事業所 等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

2. 届出書に記載すべき事項

(障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則 第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」(注2)の概要(注3)	事業所等の数が 20以上の事業者
④ 上記に加え、 「業務執行の状況の監査の方法」の概要(注4)	事業所等の数が 100 以上の事業者

- (注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
- (注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

(注3)「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成 する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法 令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

(注4)「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による 外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全 ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例え ば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効 果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会·援護局障害保健福 祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを 行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内 に所在する事業者	市町村
③ すべての事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者	指定都市 (※児童福祉法に基づく指定障害児通 所支援事業者及び指定障害児入所施設 の設置者については、児童相談所設置市 を含みます。)
④ ①から③以外の事業者	都道府県

○ 届出書は1部郵送してください。

届出に関するお問い合わせについては、それぞれの届出先に電話又はFAXにてお願いします。

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の届出先】

7100 - 8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

TEL 03-5253-1111 (内線 3 0 0 9)

FAX 03-3502-0892

4. 届出に必要な様式等について

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出が必要となる事由	様式	記入要領· 記入例
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合		
※ 全ての事業者において、届け出る必要があり ます。		
障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31 第2項に基づく場合	第1号 様式	記入要領1
児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19 の2、第24条の38第2項に基づく場合	第2号 様式	記入要領1
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届 出先区分の変更が生じた場合		
注) <u>この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け</u> 出る必要があります。		
例: A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県に おいても事業を開始した場合 届出先 A県知事 → 厚生労働省本省に変更		
障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31 第4項に基づく場合	第1号 様式	記入要領2
児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19 の2、第24条の38第4項に基づく場合	第2号 様式	記入要領2
③ 届出事項に変更があった場合		
○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合		
・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合		

障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31 第3項に基づく場合	第3号 様式	記入要領3
児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合	第4号 様式	記入要領3

事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

受付番号	
------	--

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

 事業者
 名
 称

 代表者氏名
 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業	者(法人)	番号												
1	届出の内容														
	(1)法第 51 条0	2 第 2 項	頁、第5	1条の3	1第2	項関	係(整	(備)							
	(2) 法第 51 条0	2 第 4 項	頁、第5	1条の3	1第4	項関	係(区	分の	変更	₹)					
	フリガナ														
	名称又は氏名														
	住 所	(郵便都	番号	_)									
	(主たる事務所		都道			郡	市								
2	の所在地)		府県			区									
事		(ビルの)名称等	Ē)											
	連 絡 先	電話番号	클			F A	AX番	号							
業	法人の種別														
	代表者の職名・氏	職		フリガ	ナ			生	年		左	:	П	г	7
者	名・生年月日	名		氏 名				月	日		年	•	月	E	1
1		(郵便都	番号	_	•)				•					
	 代表者の住所		都道			郡	市								
	1(衣有の住別 		府県区												
		(ビルの	つ名称等	E)											
3	事業所名称等	事業所	名称	指定年月日	事業	所番号	サービ	ス種別		彭	ŕ ?	在	地	Ţ	
	及び所在地								(垂	『便番号	-)				
			所												
	障害者総合支援法		去第 51												
	の該当する条文			ナービン					者支	接施	設等	等の)設	置:	者)
(事業者の区分)			条の 31				者)							
5	障害者総合支援法	第2号	法令遵	守責任	者の氏	:名 (7	'リカ`ナ)			生	年月	月			
	プライベース後伝 行規則第 34 条の														
	77 成別第 34 条の 62	第3号	業務が	ジ法令にi	商合す	ろこ	レを確	 :保す	スた	か の	規利	呈0	つ概	要	
	28 及び第 34 条の 62 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 第 1 項第 2 号から第 4														
	号に基づく届出事項 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要														
7,7	(C) 人(四四年)							,, ,							
6	区分変更前の行政機	· と関名称、	担当部	(局) 課											
	事業者(法人)番	号													
分	区分変更の理由														
区分変更	区分変更後の行政機	&関名称、	担当部	(局) 課											
文	区分変更	H				白	Ē.	月		日					

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

 事業者
 名
 称

 代表者氏名
 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業	者(法人)	番号													
1	届出の内容															
	(1)法第21条の	5の25	第2項、	第 2	4条0	19	の 2	、第	24	条の	38	第2	項	[係	(整	備)
	(2) 法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分									区分						
	の変更)															
	フリガナ															
	名称又は氏名															
	住 所	(郵便都	号	_		,)									
	(主たる事務所		都道				郡	市								
2	の所在地)		府県				区									
事		(ビルの)名称等	<u> </u>												
	連 絡 先	電話番号	7				F	4 X ²	番号	•						
業	法人の種別	_														
,,,	代表者の職名・氏	職		フリ	ガナ					生生	F		年	月	г	_
者	名・生年月日	名		氏	名					月	\exists		+	月	E	1
Н		(郵便都	号	_		,)									
	 代表者の住所		都道				郡	市								
	1(衣有の住別 		府県				区									
		(ビルの)名称等	F)												
3	事業所名称等	事業原	行名称	指定	定年月日	事業	所番号	サー	ービス科	锺別		戸	f t	E ±	也	
	及び所在地										(郵	便番号	-)			
		計 カ	所													
4	児童福祉法上の該	(1) 污	宗第 21	条の	5 の2	25 (指定	障害	児通	所列	支援	事業	者等	<u>.</u>)		
当	する条文(事業者	(2) 污	宗第 24	条の	19 の	2 (指定	障害	児入	、所加	包設	等の	設置	者)		
の	区分)	(3) 海	宗第 24	条の:	38 (‡	旨定	障害」	見相	談支	援事	事業	者)				
5	児童福祉法施行規	第2号	法令遵	宇青	任者	の氏	名(ブ	'IJカ`;	†)			生	年月	日		
	第 18 条の 38、第															
	5条の23の2及び															
	5条の26の9第1	第3号	業務が	法令	に適つ	合す	るこ	とを	確保	とする	るた	めの	規程	の根	梗	
	項第2号から第4号															
に	に至り、油山ず久															
6	6 区分変更前の行政機関名称、担当部(局)課															
区	事業者(法人)番-	号														
区分変更	区分変更の理由															
更	区分変更後の行政機		担当部	(局)	課											
	区 分 恋 更	III			1		左	F.		H		H				

記入要領1

第1号及び第2号様式・・業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要がありますので、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

なお、<u>障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文(事業者の区分)ごとに届出が</u>必要です。

記入方法

○ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者(法人)番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

業務管理体制の整備に関して届け出る場合は、(1) 法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項関係の(整備)に○を付けてください。(様式第 2 号の場合は、(1) 法第 21 条の 5 の 25 第 2 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 2 項関係の(整備)に○を付けてください。)

届出先行政機関が変更される場合(区分の変更)については、次の記入例2を参考にしてください。

2「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療 法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 同一の事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文ごとに、2つ又は3つの届出書を同時に提出する場合の「事業者」欄は、1つの届出書にのみ記載し、残りの届出書の記載は省略することとして差し支えありません。

3「事業所名称等及び所在地」欄

- 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数 を記入してください。
- ② この様式に書ききれない場合は、記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわか る資料を添付していただいても差し支えありません。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○ヵ所」と記入してください。

4 「障害者総合支援法(児童福祉法)の該当する条文(事業者の区分)|欄

① 届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

【様式第1号】

- (1) 法第 51 条の 2 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等 の設置者
- (2) 法第51条の31 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【様式第2号】

(1) 法第21条の5の25 指定障害児通所支援事業者等

(2) 法第24条の19の2 指定障害児入所施設等の設置者

(3) 法第24条の38 指定障害児相談支援事業者

- 5 「障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号(児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号)に基づく届出事項」欄
- 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、 該当する番号全てに○を付けてください。

第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事	業所等の	数
	20 未満	20以上100未満	100以上
第2号	0	0	0
第3号	×	0	0
第4号	×	×	0

- ② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

6 「区分変更」欄

業務管理体制を整備し届け出る場合は、記入する必要はありません。

(参考資料)

法令遵守規程(業務が法令に適合することを確保するための規程)について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式

第2号様式も同様

受付番号

受付番号に<u>記入する必要はありません。</u>

<u>届出日</u>を記入して ください。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届り

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

印

事業者の名称、代 表者氏名は<u>登記</u> 内容等と一致さ せてください。法 人の代表者印を 押印してくださ

事業者(法人)番号に<u>記入</u> する必要はありません。 事業者 名 称 霞ヶ関株式会社 代表者氏名 東京 一郎

業務管理体 制居合は、(○) はに○く だしてく

さい。

事業者(法人)番号

- 1 届出の内容
 - (1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)

カスミガセキカブシキカイシャ 名称又は氏名 霞ヶ関株式会社 (郵便番号 100-**** 住 所 東京(都道 千代田 郡 市 霞ヶ関一丁目1番地1号 (主たる事務所 2 の所在地) 府県 (区) (ビルの名称等) ○○ビル 事 絡 連 電話番号 03-5253-*** FAX番号 03-5253-*** 法人の種別 営利法人 業 代表者の職名・ フリガナ トウキョウ イチロウ 生年 年 月 日 代表取締役 氏名·生年月日 月日 氏 名 東京 一郎 昭和++年△月□日 者 (郵便番号 100-****) 東京(都道 港 郡 市 ***一丁目2番地3号 代表者の住所 区) 府県 (ビルの名称等)

事名所種者代住記とせる者、人代名の表所内一ている住の表、の登等さだの

3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	サービス種別	所 在 地	
 ○ 「事業所名称」欄の最	後に <u>事業所等</u>	・ の合計数を記	己入してくア	ださい。		
 欄内に書ききれない かる資料を添付して 添付資料は、A4用料 なお、添付資料の表記記入してください。	いただいても 低により、既	きし支えあ 存資料の写し	りません。 レ及び両面	印刷したも	のでも構いません。	
		1				
	MINA A	〇該当立	トる事業者	の区分に〇	を付けてください。	~
	計 カ所					
4 障害者総合支援法 上の該当する条文	(1) 法第 5 (指定障害		、事業者及で	び指定障害	省支援施設等の設置	者)
(事業者の区分)	(2) 法第5	1 条の 31(指定	官相談支援事	業者)		
8 障害者総合支援法	第2号	う遵守責任者 <i>の</i>	氏名(フリ	ガナ)	生年月日	
施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62		生 花子(コウセィ	(ハナコ)	昭和	1○○年+月*日	
第1項第2号から第	第3号 業	努が法令に適合	することを	確保するため	の規程の概要	
4号に基 届出事						

- 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 (注)添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

区分変更前の行政機関名称、担当部(局)課 6 事業者(法人)番号 区 一分変更 区分変更の理由 区分変更後の行政機関名称、担当部(局)課 区分変更日 年 月

記入要領2

第1号及び第2号様式・・事業所等の指定等により事業展開地域が変更され 届出先区分の変更が生じた場合

業務管理体制を整備し届け出た後、事業所又は施設(以下「事業所等」という。)の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた事業者は、この様式を用いて、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

記入方法

○ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者(法人)番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

届出先区分の変更が生じた場合は、(2) 法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係の(区分の変更)に〇を付けてください。(様式第 2 号の場合は、(2) 第 21 条の 5 の 25 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項関係の(区分の変更)に〇を付けてください。)

2「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」 欄は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療 法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。
- ④ 区分変更後の行政機関へ届け出る場合において、 同一の事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文ごとに、2つ又は3つの届出書を同時に提出する場合の「事業者」欄は、1つの届出書にのみ記載し、残りの届出書の記載は省略することとして差し支えありません。

3「事業所名称等及び所在地」欄

- 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
- ② この様式に書き切れない場合は、記入を省略し事業所名称等及び所在地のわかる 資料を添付していただいても差し支えありません。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○ヵ所」と記入してください。

③ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

4 「障害者総合支援法(児童福祉法)の該当する条文(事業者の区分)」欄

① 届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

【様式第1号】

(1) 法第51条の2 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等

の設置者

(2) 法第51条の31 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【様式第2号】

(1) 法第21条の5の25 指定障害児通所支援事業者等

(2) 法第24条の19の2 指定障害児入所施設等の設置者

(3) 法第24条の38 指定障害児相談支援事業者

5 「障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号(児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号)に基づく届出事項 | 欄

事業所等の数に応じて整備し届け出る業務管理体制について、下の表を参考に、 該当する番号全てに○を付けてください。

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事	業所等の	数
	20 未満	20以上100未満	100 以上
第2号	0	0	0
第3号	×	0	0
第4号	×	×	0

- ② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 別添資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。 別添資料については、(参考資料)に御留意ください。
- ④ 届出先区分の変更に併せて、指定や廃止等に伴う事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。
- ⑤ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

6 「区分変更」欄

- ① 「事業者(法人)番号」には、区分変更<u>前</u>の行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。 書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を

添付していただいても差し支えありません。

資料を添付する場合は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

(参考資料)

法令遵守規程(業務が法令に適合することを確保するための規程)について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届出先区分の 記入例2 変更が生じた場合

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合には、区分変更前及び区分変更後の行政機関へ それぞれ届け出る必要があります。

第2号様式も同様 第1号様式 受付番号 受付番号に記入する必要はありません。 届出日を記入して ください。 障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出 事業者の名称、代 平成 年 月 日 表者氏名は登記 厚生労働大臣 殿 内容等と一致さ せてください。法 事業者 名 人の代表者印を 称霞ヶ関株式会社 事業者(法人)番号に記入 押印してくださ 代表者氏名 東京 一郎 印 する必要はありません。 届出先区分 このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。 の変更が生 じた場合 事業者(法人)番号 は、(区分の 届出の内容 変更)に〇 (1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備) を付けてく ださい。 (2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係((区分の変更)) リガナ カスミガセキカブシキカイシャ 名称又は氏名 霞ヶ関株式会社 (郵便番号 100-**** 事業者の 東京(都道 千代田 郡 市 霞ヶ関一丁目1番地1号 (主たる事務所 名称、住 2 の所在地) 府県 (区) 所、法人の (ビルの名称等) ○○ビル 種別、代表 事 電話番号 03-5253-*** FAX番号 03-5253-*** 連 絡 先 者の職名、 法人の種別 営利法人 代表者の 年 月 代表者の職名・ フリガナ トウキョウ イチロウ 生年 住所は、登 代表取締役 氏名 生年月日 記内容等 氏 名 東京 一郎 月日 昭和++年△月□日 者 と一致さ (郵便番号 100-****) せてくだ 東京(都道港 郡 市 ***一丁目2番地3号 代表者の住所 さい。 府県 区) (ビルの名称等)

区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

3 事業所名称等 及び所在地 ○ 「事業所名称」欄の最後に<u>事業所等の合計数</u>を記入してください。

- <u>欄内に書ききれない場合</u>は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- <u>添付資料</u>は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- なお、添付資料の表紙に<u>事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○ヵ所」と</u> 記入してください。

1 障害者総合支援法

((1) 法第51条の2

上の該当する条文

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)

(事業者の区分)

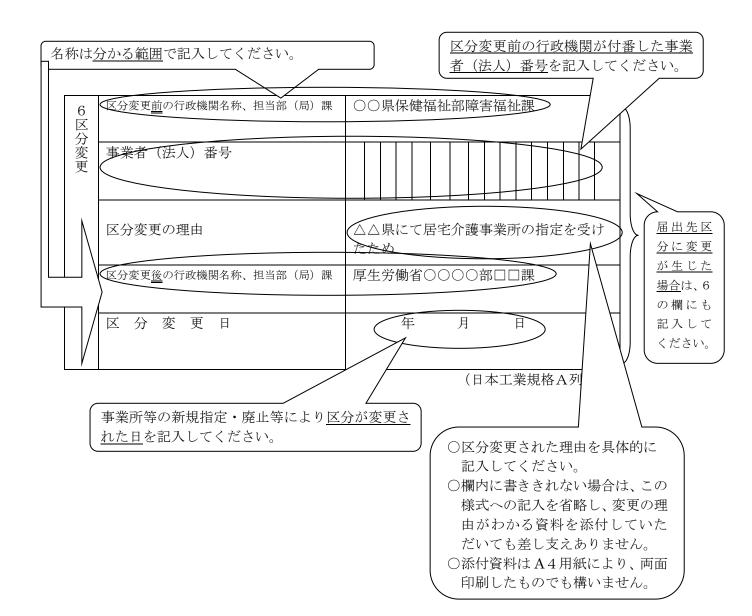
○ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

 5 障害者総合支援法施行規則第 34 条の28及び第 34 条の62 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項
 (ヨウナイ ハナコ) 昭和○○年+月*日 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項
 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

 第 4 号 業務執行の状況の監査の方法の概要

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。
- 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 (注)添付資料については、(参考資料)に御留意ください。
- 届出先区分の変更に併せて、指定や廃止等に伴う事業所等の数の変更により、整備する 業務管理体制について変更が生じた場合も、この欄に記入してください。



障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称 代表者氏名 囙

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号									

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称 (フリガナ)2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号3、代表者氏名 (フリガナ)、生年月日4、代表者の住所、職名

- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	の	内	容
(変更前)			•		
(変更後)					

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称 代表者氏名 囙

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

東紫老 (注人) 釆早			
ず未行(仏八)笛々	車業者 (注 1) 米早 1		

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称 (フリガナ)2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号3、代表者氏名 (フリガナ)、生年月日4、代表者の住所、職名

- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	の	内	容
(変更前)			•		
(変更後)					

記入要領3

第3号及び第4号様式・・届出事項に変更があった場合

記入方法

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先の行政機関に届け出てください。
- 2 受付番号には記入する必要はありません。
- 3 事業者(法人)番号には、届出先の行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入 してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していた だいても差し支えありません。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等 は、登記内容等と一致させてください。
- 6「5、事業所名称等及び所在地」について

事業所等の指定や廃止等により<u>その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変</u>更された場合にのみ届け出てください。

(事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、 届け出る必要はありません。)

この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。

書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても差し支えありません。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執 行の状況の監査の方法の概要」について

事業者の業務管理体制について変更が生じた場合(組織の変更、規定の追加等)に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。

添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

記入例3 届出事項に変更があった場合第3号様式 第4号様式も同様 受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届

<u>届出日</u>を記入して ください。

厚生労働大臣 殿

平成 年 月

日

印

事業者の名称、代表者氏名は<u>登記</u>内容等と一致さ 世でください。法人の代表者印を 押印してください。

事業者(法人)番号に記入 してください。

このことにつ

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社 **ノ** 代表者氏名 東京 一郎

事業者(法人)番号

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称(フリガナ)
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

届変た「つの項○「容的て出更場変た該目を変」にく事が合更項当番付更に記さている。」ではいる。

変更の内容

(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コウセイ ハナコ)生年月日 昭和○○年+月*日

(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(ロウドウ タロウ)生年月日 昭和○△年□月+日

事称法別の表は容ささの所の表、住記一くの表、住記一くである登とて。